

フィールドワーカーと研究倫理 ——質的調査に関する倫理審査と倫理綱領の検討を通して——

○山口大学 秋谷直矩

1 目的

この報告の目的は、質的研究——特にフィールドワークの実施における研究者所属機関での倫理審査と、関連学会の倫理綱領の検討以上2点を通して、現在フィールドワークを伴う社会調査をする研究者が置かれている状況を描写することにより、問題点を明らかにすることにある。

2 方法

本報告では、倫理審査と倫理綱領について検討することが目的である。倫理審査については、報告者自身が医学薬学系倫理審査を受けた際の、アクセプト/リジェクトされたケースの比較を行った。倫理綱領については、日本学術会議等が協力運営している「学会名鑑」の「人文・社会科学」カテゴリーに収録されている学会を対象とし、対象学会の倫理綱領の記載事項の特徴を検討した。

3 結果

報告者がこれまで経験した倫理審査においては、質的調査は侵襲性のある調査として評価されることがあった。その際の対応策として、調査同意書の作成や調査協力回避権利の保証等についての事前の合意事項の文書化が求められた。こうした対応策は、フィールドワークの実施において阻害的働く場合がある。医学薬学系の論理において倫理審査されることが常態化してしまうと、社会調査そのものの実施に困難が生じることになる。しかしながら、少なくとも報告者が所属経験のある組織において、分野固有のルールを踏まえた倫理審査委員会が設置されている機関は多くなく、結果として医学薬学基準の倫理審査を受けなければならないケースもあった。倫理審査の要求が高まる昨今の傾向において、調査実施の困難性が高まることが予測される。

こうした状況において、研究者共同体である学会の対応は非常に重要だと思われる。多くの対象学会においては、「プライバシーの保護、基本的人権の尊重、研究データの適正な管理・一定期間の保存、剽窃・捏造・改ざんの禁止、インフォームド・コンセント、差別の禁止、研究の公正性、研究の社会的責任の自覚、研究対象に対する危害・不利益の防止」…以上の項目が基本的には盛り込まれているが、一方で、上述のケーススタディを見るに、その結果を一般化することはできないものの、こうした倫理綱領・倫理規定の存在が、研究者が所属している機関における倫理審査の実施において影響力を有しているかどうかについては疑問である。

4 結論

日本社会学会の倫理綱領の実効性については、過去に今後の課題として提起されてきた（長谷川 2007）。しかし、現在もなお、この問題は解決されたわけではない。大学・研究者の置かれている状況が以前に増して複雑化している一方で、調査に際し、所属機関による倫理審査の要請は日に日に高まっている。こうした現況においては、社会学分野の固有性を踏まえた倫理審査が常に受けられるわけではなく、したがって、そもそも倫理審査が通らず調査が実施できないということも生じうる。フィールドワークのリスクについては、こうした外的要請によって「実施できない」という点からも検討されるべきである。

文献

長谷川公一（2007）「社会調査と倫理—日本社会学会の対応と今後の課題」『先端社会研究』6：189-211.